

新たな事業再構築のための 私的整理法制検討分科会

ご説明資料

一般社団法人事業再生実務家協会

令和4年(2022)年11月30日



一般社団法人 事業再生実務家協会

Japanese Association of Turnaround Professionals
Alternative Dispute Resolution Procedures for Business Turnaround

はじめに

「新たな事業再構築のための法制度の方向性(案)」は、経済的に窮境に陥るおそれのある事業者が、対象となる債権者の多数の同意を得、かつ、裁判所の認可を受けた再構築計画を定める手続について定め、当該事業者の事業再構築を円滑化している。事業再構築を円滑に行うことは、当該事業者はもとより社会的にも有意義なものであるから、これについて特に異論はない。

「新たな事業再構築のための法制度」を、以下、「本法制度」という。



一般社団法人 事業再生実務家協会

Japanese Association of Turnaround Professionals
Alternative Dispute Resolution Procedures for Business Turnaround

1 本法制度について(総論)

意義	経済的に窮境に陥るおそれのある事業者が、対象債権者の多数決同意、かつ、裁判所の認可を受けた再構築計画により、当該事業者の円滑な事業再構築を目指すことは、当該事業者はもとより社会的にも有意義。
意義	対象債権について多数決で権利変更をするため、反対債権者の利益保護の観点から裁判所の関与(認可)が必要であるが、事業価値を損なうことなく早期迅速に事業再生を行う私的整理手続の長所を生かしつつ、裁判所の認可によって計画が成立する本法制度を設けることは社会的に有意義。
重要点	本法制度が適切に運用されるためには指定法人の役割(①入り口における本制度の利用適格・対象債権の選定合理性の確認、②手続開始後における手続や決議の適法性・公正性の監督、③再構築計画案の法令適合性等の調査など)が重要。
課題	対象債権者全員の同意を前提とする準則型私的整理手続が多く利用され、社会的な要請に込えているので、本法制度が創設されてもそれらの準則型私的整理手続は存続すべきである。加えて、実務的には、本法制度とそれらの準則型私的整理手続との棲み分けをどのように考えるかが問題となる。

2 本法制度で検討が必要と思われる事項(1/4)

(1)「対象債権」の範囲

対象債権は、事業再構築のために弁済することが必要なものとして一定の基準に該当するものを除く全ての債権と定義。

⇒対象債権から除外される債権(「除外債権」)の範囲をどのようにするかが問題となる。

対象債権を金融債権に限定する方が手続の円滑な進行に資する。

⇒他方、反対債権者も拘束する以上、除外する根拠の基礎付けが必要。
加えて、同様の立場にある債権者間の平等性の確保が重要。恣意的な対象債権の選択は許されない。

除外債権とする根拠を踏まえ、除外債権の該当性判断に関して、事業再構築との関係、債権の発生原因や性質、金額の多寡などの考慮要素や基準を明確にすべき。



一般社団法人 事業再生実務家協会

Japanese Association of Turnaround Professionals
Alternative Dispute Resolution Procedures for Business Turnaround

2 本法制度で検討が必要と思われる事項(2/4)

(2)「対象債権者の権利行使の制限」について

多数決制度の採用により、対象債権者のなかには、権利変更の前の段階で自らの債権の回収行為に着手する者があらわれ、手続の円滑な進行の大きな支障となるおそれがある。

⇒対象債権者の担保権実行や強制執行等の権利行使を制約する方策を検討すべき。

(3) 手続の進行や計画案の記載事項など

本法制度は、多数決の導入など事業再生ADRと異なる部分もあるが、手続の進行や計画案に記載すべき事項などは類似するので、事業再生ADRにかかる産業競争力強化法施行規則や資産評定に関する基準等を参考にして規則等を策定すべき。



一般社団法人 事業再生実務家協会

Japanese Association of Turnaround Professionals
Alternative Dispute Resolution Procedures for Business Turnaround

2 本法制度で検討が必要と思われる事項(3/4)

(4)担保権の取り扱い

権利変更の対象となる権利は、①担保権及びそれによって保全されている債権を含むのか、②担保権によって保全されていない債権だけなのか、の問題がある。

①とすれば、担保権によって保全された債権者と非担保権者のクラス分けや、その前提として担保権評価が必要となる。このようなクラス分けや担保権評価の仕組みを設けると、一方のクラスで否決されたときはクラムダウンを認める必要も生じるなど、手続が重くなる。

②の場合は、①の場合より簡便であるが、権利変更の対象の範囲や議決権額の確定のために、担保権付き債権のうち非保全部分の確定(担保権の評価額の確定)をする必要が生じる。

担保権者が、担保権の評価額に不満がある場合、担保権を行使する可能性があるため、対応策を検討すべき。



一般社団法人 事業再生実務家協会

Japanese Association of Turnaround Professionals
Alternative Dispute Resolution Procedures for Business Turnaround

2 本法制度で検討が必要と思われる事項(4/4)

(5) 裁判所の認可要件

反対対象債権者の手続保障については十分に配慮すべき。他方で、裁判所の認可要件を過重なものにすれば、裁判所の審査に時間を要し、迅速な手続遂行に支障が生じるおそれがある。

認可要件を決議の瑕疵や清算価値保障の充足のほかに、対象債権者の範囲や議決権額の算定などを審査事項に含めるかどうかの問題がある。審査事項については、迅速な審査のために、指定法人の判断を尊重する考慮規定を設けるなどの工夫が考えられる。



一般社団法人 事業再生実務家協会

Japanese Association of Turnaround Professionals
Alternative Dispute Resolution Procedures for Business Turnaround